

## 朝日町地域おこし協力隊（文化財保存活用推進員）募集要項

近年の高齢化や人口減少に伴い、区や個人等が所有、管理している指定文化財等については、維持管理に係る経済的かつ体力的な負担が大きくなっています。

また、所有者についても世代交代が進み、適切な継承がなされない場合もあることから、町の貴重な歴史を辿る貴重な文化財の指定継続にも影響が出始めている状況です。

次世代に向けて良好な状態を保持しつつ、適切に文化財等を継承していくとともに、改めて文化財の価値を啓発していくため、地域おこし協力隊を募集します。

### 1. 職種及び採用人数

朝日町地域おこし協力隊（文化財保存活用推進員） 1名

### 2. 募集期間及び受付期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月24日（火）まで

### 3. 活動内容

- (1) 国指定重要文化財に係る保存活用計画の策定
- (2) 町等指定文化財のDX化の推進
- (3) 町等指定文化財の所有者等への支援（維持管理など）
- (4) 町等指定文化財を活用した企画立案等による地域の活性化
- (5) その他、町等指定文化財の保存活用に資する業務

### 4. 募集対象

- (1) 現在、都市地域等に在住している者で、朝日町に住民票を移すことができ、活動内容等を理解した者。または、他地域で地域おこし協力隊として活動していた場合にあっては、地域おこし協力隊として2年以上従事し、かつ、解任から1年以内の者。
- (2) 令和8年4月1日時点で20歳以上の者
- (3) 心身ともに健康で、誠実に活動内容を行い、1年以上の居住を予定している者
- (4) パソコンやスマートフォン等を活用できる者
- (5) 普通自動車免許を取得している者
- (6) 町条例及び規則等その他関係法令を遵守し、職務命令に従うことができる者
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない者

### 5. 配置先

基本的に朝日町教育委員会教育文化課とし、その他町内の自由裁量が効く施設等については双方協議の上決定します。

### 6. 任用形態

- (1) 地方公務員法第22条の2の規定に基づき、会計年度任用職員（パートタイム）として、朝日町長が任用します。

- (2) 任用期間は、採用の日から令和9年3月31日までとします。
- (3) 翌年度以降は勤務実績をふまえ、公募によらない再度の任用を行う場合があります。その際、任用期間は最長3年までとします。
- (4) 勤務時間外に副業可能です。ただし、次の要件を満たし事前に届出書の提出が必要です。
  - ・ 服務規程に反しないこと
  - ・ 本来の活動に支障が無いこと
  - ・ 利害関係者等と不適切な関係にならないこと
  - ・ 公序良俗に反しないこと

## 7. 服務等

地方公務員に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。服務規定に反した場合は、懲戒処分の対象となります。

また、任用後1か月間は、条件付採用期間となります。

## 8. 給料（報酬）・各種手当・休暇等

- (1) 月額報酬 234,100 円。6月と12月に賞与（期末・勤勉手当）が支給されます。（昇給：有）
- (2) 任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（夏季休暇等）が付与されます。
- (3) 社会保険等へ加入します。

## 9. 活動日・活動時間

原則、午前8時30分から午後4時30分まで。週35時間。

（業務内容により時間帯は変動します）

## 10. 待遇

- (1) 住居、活動のための車（燃料を含む）は町で貸与します。  
（光熱水費等の経常経費は個人負担とします）
- (2) 町が必要と認める研修費用については予算の範囲内で町が負担します。
- (3) 活動のために必要な備品等については双方協議の上決定します。
- (4) 活動に必要な旅費については、町の旅費規定に準じて予算の範囲内で支給します。

## 11. その他

- (1) 引越し費用については個人負担とします。
- (2) 活動内容に示した事項に関して、町長が定める「活動状況報告（日誌）」に記載の上毎週報告するものとし、あわせて月に2回程度、町職員との打ち合わせを行います。
- (3) 年1回活動報告会を開催し、町民等に広く活動内容を発表していただきます。

## 12. 募集方法

朝日町会計年度任用職員採用試験申込書に必要事項を記入し、写真を添付のうえ、

**2月24日（火）まで提出してください。**

〈受付時間〉 午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、締切日必着のこと）

〈提出先〉 〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地

**13. 審査方法**

- (1) 1次審査（書類選考）
- (2) 2次審査（面接）

**14. 問合せ先**

朝日町教育委員会 教育文化課 生涯学習係

電話 0237-67-2118／FAX 0237-67-3375

メール [kyoiku@town.asahi.yamagata.jp](mailto:kyoiku@town.asahi.yamagata.jp)